

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 期末手当・勤勉手当に係る改定の内容

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、1の(1)については令和3年12月1日から、1の(2)については令和4年4月1日から実施すること。